

四 分割債権証記は証記される電子証記債権の
債権者の氏名又は名称及び住所

2 玉 電子記録の年月日
原債権記録に特別求償権が記録されている場

合における分割記録においては、原債権記録に第四条第二項各号に掲げる事項を記録しなけれ

3 ばならない。
法第四十四条第三項の規定は、原賣權記録こ

特別求償権が記録されている場合について準用する。

(分割記録に伴う分割債権記録への記録)する

第十七条 電子債権記録機関は、原債権記録に特別求償権が記録されている場合において分割記

録（分割債権記録に特別求償権を記録するためのもの）をもつて、分割記録と同

時に、分割債権記録に次に掲げる事項を記録し

一 原債権記録中の発生記録において記録されなければならぬ。

てある事項（次に掲げるものを除く。）

¹² 分別責産已录ニ已录べしら寺別文賞産の
る事項

口 分害債権証記は証記される特別求償権の発生の原因である電子記録保証による保証

の対象である電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものである場合における

る各支払期日及び当該支払期日ごとに支払
うべき金額

二 原債権記録中の譲渡記録のうち次に掲げる の二も、已れにして、事項

ものにおいて記録されている事項

発生の原因である支払等を受けた者を譲受人とする譲渡記録

口 分割債権記録に記録される特別求償権の
債権者を譲り受けた譲渡記録であつて当

債権者を譲受人とする譲渡証券であつて、該特別求償権についての特別求償権発生記

録がされる前にされたもの（当該特別求償権について法第三十五条第一項第二号に掲

三
げる者があるとき有限る。) 分割債権記録に記録される特別求償権につ

二、会員の権利に該当するものと見做すに付けるべき事項についての原債権記録中の特別求償権発生記録においては、記録としての記載事項（支払等金額と余

おいて記録されている事項（支払等金額を除く。）

四 原債権記録中の保証記録のうち次に掲げるるものにおいて記録されている事項（当該保証

記録が一部保証記録である場合における保証の範囲を限定する旨の定めを余く。)

の範囲を限定する旨の定めを除く)、イ分割債権記録に記録される特別求償権の

発生の原因である電子記録保証についての
保証記録

第十八条 電子債権記録機関は、原債権記録に特別求償権が記録されている場合において分割記録（分割債権記録に特別求償権を記録するためのものを除く。）をするときは、分割記録と同時に、分割債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 分割債権記録に記録される電子記録債権についての原債権記録中の現に効力を有する電子記録において記録されている事項（次に掲げるものを除く。）

イ 第五条第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘに掲げる事項

ロ 原債権記録に分割記録がされている場合における当該分割記録において記録されている事項（イに掲げるものを除く。）

二 第五条第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる事項

口 電子債権記録機関は、分割債権記録に前項第一号に掲げる事項を記録したときは当該事項を原債権記録から転写した旨及びその年月日を、同項第二号に掲げる事項を記録したときはその記録の年月日を当該分割債権記録に記録しなければならない。

（分割記録に伴う原債権記録への記録）

第十九条 電子債権記録機関は、原債権記録に特別求償権が記録されている場合において分割記録（分割債権記録に特別求償権を記録するためのものに限る。）をするときは、分割記録と同時に、原債権記録に記録されている事項のうち、次に掲げる事項の記録を削除する旨

イ 第五条第一項第一号イ及びホに掲げる事項

ロ 当該特別求償権についての特別求償権発生記録において記録されている支払等金額から分割債権記録に記録する旨の定め（第十七条第一項第四号イに掲げる保証記録が一部保証記録である場合における当該一部保証記録に記録されているものに限る。）

ハ 保証の範囲を限定する旨の定め（第十七条第一項第四号イに掲げる保証記録が一部保証記録である場合における当該一部保証記録に記録される金額（当該特別求償権三号に規定する一定の金額（当該特別求償権についての特別求償権発生記録において消滅した元本の額が記録されている場合には、当該原債権記録に第十七条第一項に規定する分

四 割記録がされているときを除き、同項第八号の規定により分割債権記録に記録される支払等金額のうち消滅した元本の額）を控除して得た金額を支払う旨

三 第六条第一項第七号に掲げる事項

五 第十七条第一項第四号イに掲げる保証記録が一部保証記録である場合には、分割記録の後も原債権記録に引き続き記録されることとなる電子記録債権についての当該一部保証記録に基づく電子記録保証による保証の範囲を、原債権記録に記録された当該電子記録保証についての保証の範囲から同項第九号の規定により分割債権記録に記録された保証の範囲を控除して得た範囲に限定する旨の定め

電子債権記録機関は、原債権記録に前項各号に掲げる事項を記録したときは、その記録の年月日を当該原債権記録に記録しなければならない。

第二十条 電子債権記録機関は、原債権記録に特別求償権が記録されている場合において分割記録（分割債権記録に特別求償権を記録するためのものを除く。）をするときは、分割記録同時に、原債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 分割債権記録に記録される電子記録債権について原債権記録に記録されている事項のうち、第十八条第一項第一号イに掲げる事項（原債権記録の記録番号を除く。）の記録を削除する旨

二 発生記録における債務者が原債権金額から分割債権記録に記録される第十六条第一項第三号に規定する一定の金額を控除して得た金額を支払う旨

三 第六条第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる事項

電子債権記録機関は、原債権記録に前項各号に掲げる事項を記録したときは、その記録の年月日を当該原債権記録に記録しなければならぬ。

する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。	原債権記録に債権者ごとの債権の金額が記録されている場合、次に掲げる事項
イ 第四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項	ロ 第五条第一項第三号から第七号までに掲げる事項
ハ 第六条第一項第三号から第六号までに掲げる事項	ハ 第六条第一項第三号から第六号までに掲げる事項
二 原債権記録に債務者ごとの債務の金額が記録されている場合、次に掲げる事項	イ 第八条第一項第三号に掲げる事項
ロ 第九条第一項第三号から第五号までに掲げる事項	ロ 第九条第一項第三号から第五号までに掲げる事項
ハ 第十条第一項第三号から第五号までに掲げる事項（第六条第一項第七号に掲げる事項を除く。）	ハ 第十条第一項第三号及び第四号に掲げる事項（第六条第一項第七号に掲げる事項を除く。）
三 原債権記録に一部保証記録がされている場合に掲げる事項	イ 第十二条第一項第三号に掲げる事項
ロ 第十三条第一項第四号及び第五号に掲げる事項	ロ 第十三条第一項第四号及び第五号に掲げる事項
ハ 第十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項（第六条第一項第七号に掲げる事項を除く。）	ハ 第十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項（第六条第一項第七号に掲げる事項を除く。）
四 原債権記録に特別求償権が記録されている場合（分割債権記録に特別求償権を記録するための分割記録の請求をする場合に限る。）	二 原債権記録に特別求償権が記録されている場合（分割債権記録に特別求償権を記録するための分割記録の請求をする場合に限る。）
イ 第十六条第一項第三号及び第四号に掲げる事項	イ 第十六条第一項第三号及び第四号に掲げる事項
ロ 第十七条第一項第七号から第九号までに掲げる事項	ロ 第十八条第一項第二号に掲げる事項
ハ 第十九条第一項第五号に掲げる事項	ハ 第十九条第一項第五号に掲げる事項
五 原債権記録に特別求償権が記録されている場合（分割債権記録に特別求償権を記録するための分割記録の請求をする場合に限る。）	五 原債権記録に特別求償権が記録されている場合（分割債権記録に特別求償権を記録するための分割記録の請求をする場合に限る。）
イ 第一项第七号に掲げる事項	イ 第一项第七号に掲げる事項
（指定の申請等）	（指定の申請等）
第二十二条 法第五十一条第一項の指定を受けようとする者は、法又はこの命令の規定により法	第二十二条 法第五十一条第一項の指定を受けようとする者は、法又はこの命令の規定により法
第三章 電子債権記録機関	第三章 電子債権記録機関

務大臣及び内閣総理大臣に提出する指定申請書のうち内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。	法第五十一条第一項第四号イに規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため電子債権記録業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
ハ 第六条第一項第三号から第六号までに掲げる事項	イ 第八条第一項第三号に掲げる事項
二 原債権記録に債務者ごとの債務の金額が記録されている場合、次に掲げる事項	ロ 第九条第一項第三号から第五号までに掲げる事項
三 原債権記録に一部保証記録がされている場合に掲げる事項	ハ 第十条第一項第三号及び第四号に掲げる事項（第六条第一項第七号に掲げる事項を除く。）
四 原債権記録に特別求償権が記録されている場合（分割債権記録に特別求償権を記録するための分割記録の請求をする場合に限る。）	二 原債権記録に特別求償権が記録されている場合（分割債権記録に特別求償権を記録するための分割記録の請求をする場合に限る。）
五 原債権記録に特別求償権が記録されている場合（分割債権記録に特別求償権を記録するための分割記録の請求をする場合に限る。）	イ 第十六条第一項第三号及び第四号に掲げる事項
（前号イに掲げる事項）	（前号イに掲げる事項）
ハ 第十八条第一項第二号に掲げる事項	ハ 第十九条第一項第五号に掲げる事項
ハ 第一项第七号に掲げる事項	ハ 第一项第七号に掲げる事項
（指定の申請等）	（指定の申請等）

二 受託者が法第五十一条第一項第三号に掲げた書面を記載した書面	三 受託者が法第五十一条第一項第三号に掲げた書面を記載した書面
四 受託者の取締役及び監査役の履歴書	四 受託者の取締役及び監査役の履歴書
五 取締役及び監査役の登記事項証明書	五 取締役及び監査役の登記事項証明書
六 受託者の登記事項証明書	六 受託者の登記事項証明書
七 委託する業務の実施方法を記載した書面	七 委託する業務の実施方法を記載した書面
八 受託者の定款又は寄附行為	八 受託者の定款又は寄附行為
九 委託する業務の実施方法を記載した書面	九 委託する業務の実施方法を記載した書面
十 受託者の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面	十 受託者の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
十一 受託者の取締役及び監査役の履歴書	十一 受託者の取締役及び監査役の履歴書
十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあっては、受託者の会計参与が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面並びに当該会計参与の氏名又は名稱を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の氏名又は名稱を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の氏名又は名稱を記載した書面）	十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあっては、受託者の会計参与が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面並びに当該会計参与の氏名又は名稱を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の氏名又は名稱を記載した書面）
十三 受託者の取締役（理事その他の団体をいう以下同じ。）及び子法人（電子債権記録機関の親法人）が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項の全部についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を保有している法人その他の団体をいう以下同じ。）の概要を記載した書面	十三 受託者の取締役（理事その他の団体をいう以下同じ。）及び子法人（電子債権記録機関の親法人）が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項の全部についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を保有している法人その他の団体をいう以下同じ。）の概要を記載した書面
十四 その他の参考となるべき事項を記載した書類	十四 その他の参考となるべき事項を記載した書類
十五 法第五十二条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	十五 法第五十二条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
十六 業務を委託する相手方（以下この条において「受託者」という。）の商号又は名称及び住所又は所在地	十六 業務を委託する相手方（以下この条において「受託者」という。）の商号又は名称及び住所又は所在地
十七 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	十七 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 理由書	一 理由書
二 業務の委託契約の内容を記載した書面	二 業務の委託契約の内容を記載した書面

三 受託者が法第五十一条第一項第三号に掲げた書面を記載した書面	三 受託者が法第五十一条第一項第三号に掲げた書面を記載した書面
四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、監査役等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。）が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面	四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、監査役等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。）が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
五 取締役及び監査役の登記事項証明書	五 取締役及び監査役の登記事項証明書
六 受託者の登記事項証明書	六 受託者の登記事項証明書
七 委託する業務の実施方法を記載した書面	七 委託する業務の実施方法を記載した書面
八 受託者の定款又は寄附行為	八 受託者の定款又は寄附行為
九 委託する業務の実施方法を記載した書面	九 委託する業務の実施方法を記載した書面
十 受託者の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面	十 受託者の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
十一 受託者の取締役及び監査役の履歴書	十一 受託者の取締役及び監査役の履歴書
十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあっては、受託者の会計参与が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面並びに当該会計参与の氏名又は名稱を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の氏名又は名稱を記載した書面）	十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあっては、受託者の会計参与が法第五十一条第一項第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面並びに当該会計参与の氏名又は名稱を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の氏名又は名稱を記載した書面）
十三 受託者の取締役（理事その他の団体をいう以下同じ。）及び子法人（電子債権記録機関の親法人）が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項の全部についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を保有している法人その他の団体をいう以下同じ。）の概要を記載した書面	十三 受託者の取締役（理事その他の団体をいう以下同じ。）及び子法人（電子債権記録機関の親法人）が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項の全部についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を保有している法人その他の団体をいう以下同じ。）の概要を記載した書面
十四 その他の参考となるべき事項を記載した書類	十四 その他の参考となるべき事項を記載した書類
十五 法第五十二条第三項に規定する主務省令及び金融庁長官は、第一項の承認の申請書にあつては、執行役とする。）の担当業務を記載した書面	十五 法第五十二条第三項に規定する主務省令及び金融庁長官は、第一項の承認の申請書にあつては、執行役とする。）の担当業務を記載した書面
十六 業務を委託する相手方（以下この条において「受託者」という。）の商号又は名称及び住所又は所在地	十六 業務を委託する相手方（以下この条において「受託者」という。）の商号又は名称及び住所又は所在地
十七 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	十七 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 理由書	一 理由書
二 業務の委託契約の内容を記載した書面	二 業務の委託契約の内容を記載した書面
三 受託者が法第五十一条第一項第三号に掲げた書面を記載した書面	三 受託者が法第五十一条第一項第三号に掲げた書面を記載した書面

十三 承継会社の取締役及び監査役の履歴書

十四 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、承継会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

十五 承継会社の会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該会計参与の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該会計参与の氏名を証する書面

十六 承継会社における電子債権記録業に関する知識及び経験を有する使用者の確保の状況並びに当該使用者の配置の状況を記載した書面

十七 承継会社の事務の機構及び分掌を記載した書面

十八 承継会社を利用する者に関する情報の管理の内容を記載した書面

十九 その他参考となるべき事項を記載した書類

（事業譲渡の認可申請）

第三十八条 電子債権記録機関は、法第八十一条の規定による事業譲渡の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した事業譲渡認可申請書を法務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 事業譲渡予定年月日

二 事業譲渡の方法

三 法第八十一条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第二十三条に規定する電磁的記録とする。

四 法第八十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とす

二 事業譲渡の手続を記載した書面
三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書
四 事業譲渡の当事者の会社法第四百六十七条第一項第三号及び第五項の規定による株主総会の議事録その他の必要な手続があつたことを証する書面
五 事業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書
六 譲受会社が法第五十一条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
七 譲受会社の定款
八 譲受会社の業務規程
九 譲受会社の収支の見込みを記載した書類
十 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
十一 譲受会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面
十二 譲受会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
十三 譲受会社の取締役及び監査役の履歴書
十四 譲受会社が会計参与設置会社である場合にあつては、譲受会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）
十五 譲受会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面
十六 譲受会社における電子債権記録業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

十七 讀受会社の事務の機構及び分掌を記載した書面

十八 讀受会社を利用する者に関する情報の管理の内容を記載した書面

十九 その他参考となるべき事項を記載した書類

(解散等の認可申請)

第三十九条 電子債権記録機関は、法第八十一条の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を受けるべき事項を記載した認可申請書類を法務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 株主総会の議事録その他の必要な手続がであったことを証する書面
- 三 資産及び負債の内容を明らかにした書類
- 四 電子債権記録業の結了の方法を記載した書類
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類
(指定失効の届出)

第四十条 電子債権記録機関であった者又は一般承継人（以下「旧電子債権記録機関等」といいう。）は、法第八十三条第二項の規定により届出をしようとするときは、別表第二上欄に掲げた区分により、同表中欄に定める事項を記載した書面に同表下欄に定める書類を添付し、法務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

(電子債権記録業の結了の届出)

第四十一条 旧電子債権記録機関等は、法第八十四条の規定により電子債権記録業を結了したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。

2 法務大臣及び金融庁長官は、前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を官報に公示するものとする。

(届出事項)

第四十二条 電子債権記録機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を法務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 電子債権記録機関の代表者の氏名に変更があつたとき。

四 債権記録機関の取締役又は執行役の氏名の変更による場合を除く。)。

三 第二十二条第四項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があったとき。

四 第二十四条第一項第一号に掲げる記載事項又は同条第二項第二号、第六号若しくは第七号に掲げる書類の記載事項に変更(同項第六号に掲げる書類の記載事項の変更にあっては、当該変更が軽微なものを除く。)があつたとき。

五 業務規程に基づき規則を定め、又は廃止し、若しくは変更したとき。

六 電子債権記録機関において事故が発生したことを見つかったとき。

七 前号に規定する事故の詳細が判明したとき。

2 前項の規定による届出を行う電子債権記録機関は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表下欄に定める書類を添付しなければならない。

3 第一項第六号に規定する「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する事実をいう。

一 取締役・会計参与(会計参与が法人であるときは、職務を行なうべき社員を含む。)、監査役、執行役又は使用人がその業務を執行するに際し、法令に違反する行為をしたこと。

二 電子情報処理組織の故障その他偶發的な事情による電子債権記録業の全部又は一部の停止

第四章 雜則

(債権記録に記録された事項を表示する方法)

第四十三条 法第八十七条第一項に規定する主務省令で定める方法は、債権記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(電子記録の請求をした者の同意による記録事項の開示)

第四十四条 電子債権記録機関は、法第八十七条の規定により開示請求することを認めようとするときは、あらかじめ、電子記録の請求をする者に対し、開示請求することを認める者の範囲及び記録事項の内容を示し、書面又は電磁的方法による同意を得なければならぬい。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第四十五条 法第八十八条第三号に規定する主務省令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法と

別紙様式（第三十四条関係）

年、新規の規制が実施され、既存の規制が緩和された。規制緩和は、規制の範囲を縮小するものと、規制の強度を弱めるものがある。規制緩和によって、規制の範囲が縮小される場合、規制の対象となる業種が減少する。規制の強度が弱まると、規制の効果が弱くなる。規制緩和は、規制の範囲を縮小するものと、規制の強度を弱めるものがある。規制緩和によって、規制の範囲が縮小される場合、規制の対象となる業種が減少する。規制の強度が弱まると、規制の効果が弱くなる。

（中略）「おまえの心配は、おまえの心配だ。おまえの心配をうながすのは、おまえの心配だ。おまえの心配をうながすのは、おまえの心配だ。」